経済産業省

LPガス料金の表示・計上方法に関する新しいルールの概要

三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）

令和７(2025)年４月

資源エネルギー庁 資源・燃料部

燃料流通政策室

【背景】LPガスを巡る商慣行の「３つの課題」

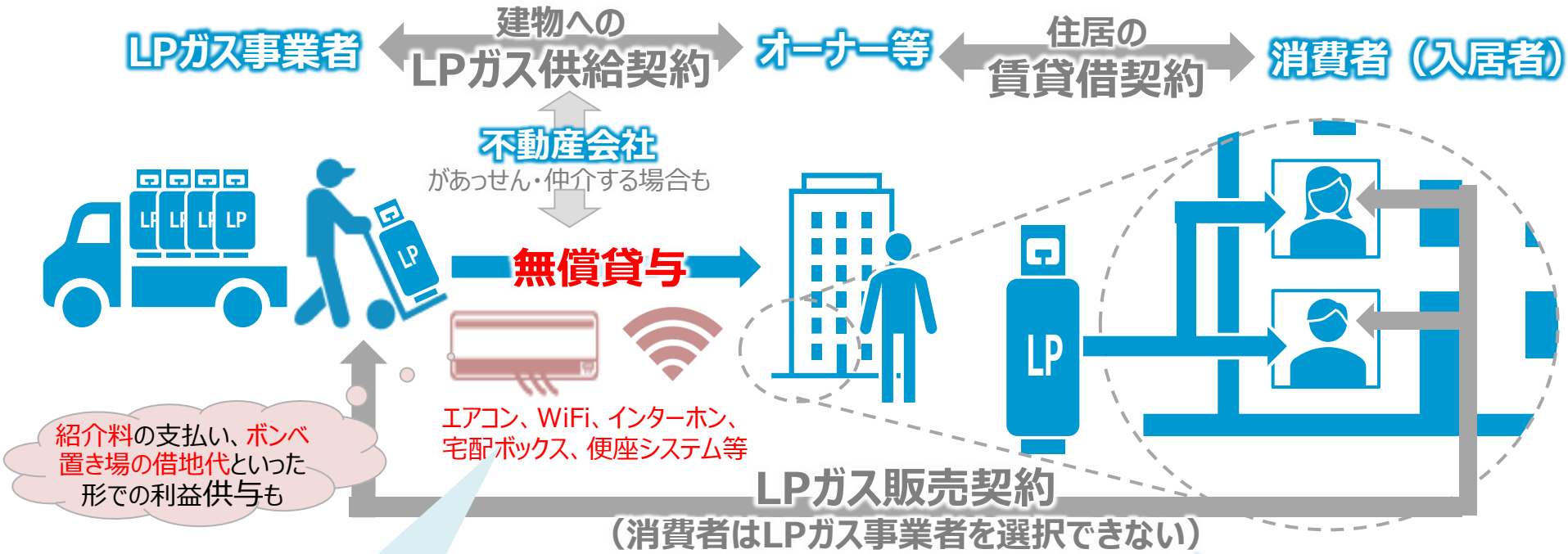

【課題１】
消費者とのLPガス販売契約を目的として、オーナーや不動産会社に対し、過大な営業を展開

（不動産会社が利益供与を要請する場合も）

【課題２】
過大な営業費用をLPガス料金に上乗せして回収

（通常であれば家賃に含まれている設備費用や、ガス消費とは関係ないエアコン等の設備費用を、ＬＰガス料金として回収）

⇒ **LPガス料金が不透明で高くなる**

【課題３】
入居するまでLPガス料金が不明

（過大な営業費用が上乗せされているLPガス料金であることを入居する前に知ることができない）

３つの課題と３つの改革～液化石油ガス法令の改正（2024年4月2日公布）

【課題１】
消費者とのLPガス販売契約を目的として、
オーナー等に対し、過大な営業を展開
（不動産側が利益供与を要請する場合も）

（改革1）過大な営業行為の制限

- オーナー等への正常な商慣習を超えた利益供与の禁止（設備無償貸与、フリーメンテナンス、紹介料支払い等）
- LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止

2024年7月2日施行

【課題２】
過大な営業費用をLPガス料金に上乗せして回収
（通常であれば家賃に含まれている設備費用や、ガス消費とは関係ないエアコン等の設備費用を、LPガス料金として回収）
⇒ **LPガス料金が不透明で高くなる**

（改革2）三部料金制の徹底
（設備費用の外出し表示・計上禁止）

- 料金請求時に基本料金、従量料金、設備料金の3つに分けて通知（設備費用の外出し表示）
- エアコンなどLPガスとは関係のない費用や、家賃に含まれるべき費用を、LPガス料金として回収することの禁止

2025年4月2日施行

【課題３】
入居するまでLPガス料金が不明
（過大な営業費用が上乗せされているLPガス料金であることを入居する前に知ることができない）

（改革3）LPガス料金等の情報提供

- 入居希望者から直接要請あった場合の対応義務
- 不動産関係者を通じた情報提供努力義務

2024年7月2日施行

LPガス料金の表示・計上方法に関する新しいルールの概要①

～三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）　令和7（2025）年4月2日施行

1．規律の内容

①　基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）の徹底

～LPガス料金を請求するときは、基本料金、従量料金、設備料金の３つに分けて通知することを義務付け

液石法施行規則　第十六条　　＊液石法：：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

十五の七　一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となる費用を請求するときは、当該費用を当該一般消費者等が消費した液化石油ガスの量にかかわらず生ずる費用及び当該量に応じて生ずる費用並びに消費設備の貸与等に係る費用に整理し、その料金その他の一般消費者等の負担となる費用の算定根拠を通知すること。

（注）「一般消費者等が消費した液化石油ガスの量にかかわらず生ずる費用」　＝　基本料金
「当該量に応じて生ずる費用」　＝　従量料金
「消費設備の貸与等に係る費用」　＝　設備料金

②　電気エアコンやWi-Fi機器等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止

液石法施行規則　第十六条

十五の八　一般消費者等に対し、消費設備に係る配管及び液化石油ガス器具等の設置等に係る費用以外の費用を消費設備の貸与等に係る費用として請求しないこと。

③　賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止

液石法施行規則　第十六条

十五の九　液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等と消費設備が設置された施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等に対し液化石油ガスの供給に係る料金を請求するときは、当該施設又は建築物の所有者が本来負担すべき消費設備の貸与等に係る費用を請求しないこと。ただし、液化石油ガス販売事業者と当該一般消費者等との間で消費設備の貸与等に係る費用の負担方法について合意がある場合は、この限りでない。

（注）上記①は新規契約・既存契約ともに適用。
　　上記②及び③は新規契約のみ適用（既存契約は早期移行努力義務）。

LPガス料金の表示・計上方法に関する新しいルールの概要②

～三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）　令和7（2025）年4月2日施行

2．規律の趣旨・目的

- 不透明で高いと指摘されているLPガス料金について、**料金の透明性を高め**つつ、**費用回収のあり方を適正化**。

＜費用回収のあり方（計上禁止規定）に係る考え方＞

- エアコンやインターホン等、**LPガス消費とは関係ない費用をLPガス料金として回収するのは不適当**。
- **賃貸集合住宅のオーナー等が設置した、給湯器、エアコン等の設備の費用は家賃として回収されるべき**ものであり、LPガス料金として回収するのは不適当。

（参考）「WG中間とりまとめ」（2024年4月19日）・抜粋

いわゆる「無償貸与」等による過大な営業費用が不透明な形で LP ガス料金に上乗せされて回収されている場合がある。具体的には、通常であれば家賃に含まれるべき設備や機器等の費用や、ガス消費とは関係ない電気エアコンやインターホン等の設備費用が、消費者が負担する LP ガス料金として回収される場合があり、それが不透明で高いLP ガス料金の要因と指摘されている。LP ガス料金の透明性を確保しつつ、LP ガス料金として本来あるべき費用回収構造に転換していく必要がある。

（参考）「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」（取引適正化ガイドライン）（2024年7月2日改訂）・抜粋

これらの規定は、不透明で高いと指摘されているＬＰガス料金について、料金の透明性を高めつつ、費用回収のあり方を適正化していく趣旨から設けられたものである。

3．LPガス事業者による説明責任（取引適正化ガイドライン）

- 消費者に対してLPガス料金を請求するときは、**基本料金・従量料金・設備料金の３つに整理して通知**しなければならない。（該当する料金がない場合でも「該当なし」または「０円」と記載する必要あり）
- **LPガス料金に、設備料金が含まれていない（該当なし、０円）とする場合、対外的に説明できるようにしておく必要**。特に、賃貸集合住宅等のオーナー等に対して無償で設備償貸与等を行っている場合、消費者が負担するLPガス料金でその費用を回収していると考えられることから、客観的な根拠により当該費用を含めていないと説明できるようにしておく必要あり。

LPガス料金の表示・計上方法に関する新しいルールの概要③

～三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）　令和7（2025）年4月2日施行

4．既存契約に係る経過措置・望ましい行為（取引適正化ガイドライン）

- **2025年4月2日時点で締結済みのLPガス販売契約（既存契約）については、設備費用の外出し表示が求められる一方で、設備費用の計上禁止に係る規律は適用されない**が（令和６年改正液石法施行規則附則第２条）、**消費者利益を確保する観点からは、新制度に対応した料金へと早期に見直していくことが望ましい**（令和６年改正液石法施行規則附則第３条）。

令和6年改正液製法施行規則附則
（経過措置）
第二条　この省令による改正後の第十六条第十五号の八及び第十五号の九の規定は、この省令の施行の日前に締結された液化石油ガス販売契約については、適用しない。

第三条　液化石油ガス販売事業者は、この省令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定を踏まえ、必要な液化石油ガス販売契約の更新を速やかに行うよう努めるものとする。

※　既存契約の新制度への移行に関するご意見（パブリックコメント）に対する回答・抜粋

✓ 三部料金制の徹底に係る規律の施行時点（2025 年4月2日時点）における LP ガス販売契約（既存契約）に係る料金については、投資回収等の影響等を鑑み、設備費用の計上自体は禁止せず、設備費用の外出し表示を求めることで LP ガス料金の透明性を確保することとしています。

✓ その上で、ご指摘の点も考慮し、**新制度に対応した料金へ早期移行を促すべく**、改正省令の附則第 3 条に努力義務規定を設けました。当該規定も踏まえつつ、**公開モニタリングの場等を通じて、LPガス事業者による対応を促してまいります**。

【参考】 LPガスの商慣行是正に向けた取組の全体像

制 度 整 備

液石法施行規則の改正（2024年4月2日公布）

（１）過大な営業行為の制限（2024年7月2日施行）

① 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
② LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止

（２）三部料金制の徹底（2025年4月2日施行）

① LPガス料金を請求する場合、基本料金、従量料金、設備料金に分けて通知することを義務付け（設備費用の外出し表示）
② 電気エアコンやWi-Fi機器等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止
③ 賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止

＊ 上記①は新規契約・既存契約ともに適用。
上記②及び③は新規契約のみ適用（既存契約は早期移行努力義務）

（３）LPガス料金等の情報提供(2024年7月2日施行)

● 賃貸住宅の入居希望者に対するLPガス料金等の事前提示の徹底
- 入居希望者から直接要請あった場合の対応義務
- 不動産関係者を通じた情報提供努力義務

取引適正化ガイドラインの改正（2024年7月2日改正）

＊ 上記規律の趣旨・目的、問題となる行為や望ましい行為の具体例や考え方等をを記載。

運用・解釈通達の改正（2024年7月2日改正）

実効性確保に向けた取組

● **監視・通報体制の整備、厳正な対処**
- LPガス商慣行通報フォーム（2023年12月1日開設）に寄せられた情報の活用
- 規制当局（国・自治体）による監視・執行体制の整備

● **関係省庁と連携した取組**
- 不動産関係者・建設業者への周知・対応要請【国土交通省】
- 消費者・消費者団体等に対する周知啓発【消費者庁】
- 市場監視・モニタリング【公正取引委員会、国土交通省、消費者庁】

など

● **公開モニタリングを通じた継続的な市場監視**
- 有識者や消費者等の市場関係者が集まり、商慣行の是正状況について確認・議論。更なる制度見直しの要否も検討。
  - ✓ 通報フォームに寄せられた情報、事業者による自主取組宣言の実施状況、三部料金制の適用割合等のフォローアップ調査結果、関係省庁と連携した取組状況等について確認・議論
  - ✓ 大手LPガス事業者による取組状況のヒアリング
  - ✓ いわゆる「貸付配管」をめぐる取組状況や課題の有無等についてモニタリング

など

事業者による自主的な取組

● **商慣行見直しに向けた取組宣言**
- 消費者に対し、事業者による商慣行是正に向けた法令遵守等の姿勢を見える化（公開モニタリングや取り締まり等において宣言内容を活用）